

令和6年8月27日
午前10時00分開会
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	伊 藤 千 春	2 番	柴 田 英 里
3 番	鈴 木 りつか	4 番	平 居 ゆかり
5 番	横 井 克 典	6 番	板 倉 克 典
7 番	那 須 英 二	8 番	加 藤 明 由
9 番	小久保 照 枝	10番	堀 岡 敏 喜
11番	佐 藤 仁 志	12番	江 崎 貴 大
13番	加 藤 克 之	14番	高 橋 八重典
15番	早 川 公 二	16番	平 野 広 行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

9 番	小久保 照 枝	11番	佐 藤 仁 志
-----	---------	-----	---------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	柴 田 寿 文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安 井 幹 雄
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 木 弘 己
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図 書 館 長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長 事 務 局 長	水 谷 繁 樹
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	村 田 健太郎
人事秘書課長	山 森 隆 彦	企画政策課長	佐 藤 文 彦
防 災 課 長	太 田 高 士	税 務 課 長	岩 田 繁 樹
収 納 課 長	細 野 英 樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	下 里 真理子
環 境 課 長	梅 田 英 明	市民協働課長	藤 井 清 和
観 光 課 長	浅 野 克 教	健康推進課長	山 守 美代子
福 祉 課 長	後 藤 浩 幸	介護高齢課長	富 居 利 彦

児 童 課 長	飯 田 宏 基	総 合 福 祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中 山 義 之
産 業 振 興 課 長	上 田 忠 次	土 木 課 長	神 野 忠 昭
都 市 整 備 課 長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	早 川 昇 作
学 校 教 育 課 長	田 畑 由美子	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	飯 塚 義 子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 野 智 雄	議 事 課 長	田 口 邦 郎
書 記	鈴 木 悦 子		

6 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 承認第 3 号	専決処分の承認について
日程第 5 承認第 4 号	専決処分の承認について
日程第 6 承認第 5 号	専決処分の承認について
日程第 7 同意第 4 号	教育委員会委員の任命について
日程第 8 同意第 5 号	監査委員の選任について
日程第 9 議案第32号	弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第33号	弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
日程第11 議案第34号	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第12 議案第35号	令和 5 年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第13 議案第36号	令和 6 年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）
日程第14 議案第37号	令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第15 議案第38号	令和 6 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第16 議案第39号	令和 6 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第17 認定第 1 号	令和 5 年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第 2 号	令和 5 年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19 認定第 3 号	令和 5 年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20 認定第 4 号	令和 5 年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

て

日程第21 認定第5号 令和5年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第6号 令和5年度弥富市下水道事業会計決算認定について

(追加日程)

日程第23 発議第3号 弥富市小学校統合に伴う新校設立計画の見直しと地域コミュニティ
活性化および定住促進の推進を求める決議について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより令和6年第3回弥富市議会定例会を開会いたします。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、小久保照枝議員と佐藤仁志議員を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月25日までの30日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月25日までの30日間と決定をいたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

市長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和5年度の健全化判断比率報告書並びに資金不足比率報告書の提出がありました。

次に、監査委員より、地方自治法の規定により、例月出納検査の結果、定期監査の結果及び財政援助団体等の監査結果がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 承認第3号 専決処分の承認について

日程第5 承認第4号 専決処分の承認について

日程第6 承認第5号 専決処分の承認について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第4、承認第3号から日程第6、承認第5号まで、以上3件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

令和6年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中、御出席賜りまして厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、承認3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

承認第3号専決処分の承認につきましては、令和5年度弥富市国民健康保険特別会計決算において、歳出に対して歳入が不足したことに伴う補填の財源を全額一般会計予算からの繰出金とするため、これに必要な予算を令和6年7月9日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号専決処分の承認につきましては、令和5年度弥富市国民健康保険特別会計決算において、歳出に対して歳入が不足したことに伴い、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和6年度弥富市国民健康保険特別会計において繰上充用を行うために必要な予算を令和6年7月9日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第5号専決処分の承認につきましては、令和6年度に新たな住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金を速やかに支給するために必要な予算を、令和6年7月12日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 承認第3号、令和6年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,256万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を177億6,521万9,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、財政調整基金繰入金1,256万3,000円を増額するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、民生費におきまして、国民健康保険特別会計繰出事務の国民健康保険特別会計繰出金1,256万3,000円を増額するものであります。

次に、承認第４号、令和６年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出それぞれ１,２５６万３,０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を３９億５,２４０万３,０００円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、一般会計繰入金１,２５６万３,０００円を増額するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、令和５年度弥富市国民健康保険特別会計において、歳出に対して歳入が不足したことに伴い、地方自治法施行令第１６６条の２の規定により令和６年度国民健康保険特別会計予算から繰上充用を行うために、繰上充用金１,２５６万３,０００円を増額するものであります。

次に、承認第５号、令和６年度弥富市一般会計補正予算（第５号）につきましては、歳入歳出それぞれ１億１,１５９万８,０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を１７８億７,６８１万７,０００円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金１億１,１５９万８,０００円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして、価格高騰重点支援給付金給付事業（一体支援枠）の価格高騰重点支援給付金給付業務委託料１２４万６,０００円、価格高騰重点支援給付金１億８８５万円を増額するものであります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑もないようですので、ただいま議題となっております承認第３号から承認第５号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、承認第３号から承認第５号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○５番（横井克典君） ５番 横井克典です。

私は承認第３号専決処分の承認についてと、承認第４号専決処分の承認についてを一括して反対の立場から討論を行います。

反対する理由は2つあります。

1点目の理由として、令和6年度弥富市一般会計補正予算（第4号）と令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の2つの補正予算は、7月9日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分されました。法第179条第1項では、専決処分できる条件が4つ明示されています。

1つ目は、議会が成立しないとき。

2つ目は、一定の条件の下で議会の会議を開くことができないとき。

3つ目は、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるとき。

4つ目は、議会において議決すべき事件を議決しないときの4つに限られております。

今回のケースをこの4つの条件ごとに当てはめていきますと、1つ目の議会が成立しないときと、2つ目の一定の条件の下で議会の会議を開くことができないとき、3つ目の特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときの3つに限られておりますけれども、6月定例会が6月27日に閉会して以降、この9月議会の初日までの間、議会を開くことは十分に可能であったと考えます。そのため、専決第4号と専決第5号は、法第179条第1項の規定されている1つ目から3つ目までの条件に該当いたしません。

また、4つ目の条件では、議会において議決すべき事件を議決しないときについては、今回専決処分された2つの補正予算は、6月定例会の6月17日に追加上程され、その3日後の6月20日に市側から議長に対して取下げの申出があり、最終日に市側から撤回されました。議会が故意に議決しなかったわけではなく、また沖縄県議会のように市議会が市長提案の議案を議決しない旨の意思を明確にして、2つの補正予算を市長に返付、渡し返したわけでもありません。よって、法第179条第1項に規定されている4番目の条件にも該当いたしません。

以上のことから、専決第4号及び専決第5号の専決処分は、地方自治法第179条第1項の規定の適用範囲を超えて行われたものと考えます。

次に、反対する2つ目の理由であります。

地方自治法施行令第166条の2に規定されている繰上充用の適用についてです。

この条文では、会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならないと規定されています。

今回、市は、この同法施行令第166条の2の根拠を基に、7月9日に2つの補正予算の専決処分がなされました。しかし、地方自治法の行政実例166条の2関係（昭和28年5月25日）

によりますと、繰上充用は出納閉鎖期日前に行うべきものであって、出納閉鎖後の繰上充用は時機を失し違法であると記されております。さらに、地方自治法逐条解説の法第233条では、なお、繰上充用は出納閉鎖期日までに行わなければならないとも記されております。

以上のことから、専決第4号及び専決第5号は、5月31日の出納閉鎖期日を過ぎてからの補正予算であります。補正予算措置を行うべき時期は既に過ぎており、明らかに地方自治法に反するものであると考えられます。

とはいえ、この2つの専決処分は、市としてどうしても行わなくてはならない予算措置であることは十分に理解ができます。しかし、自治法の解釈上、いかなる理由があつたとしても違法となる出納閉鎖後の繰上充用について、私は賛成することができません。もし、市議会がこの2つの専決処分を承認したとなれば、市が行った違法となる出納閉鎖後の繰上充用を市議会が公に認めたことになるのではないのでしょうか。

いずれにしましても、市は今後、組織内のチェック体制を再構築され、再発防止に努めていただくことを強く要望して、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

承認第3号及び4号、これについて不承認の立場で反対討論をさせていただきます。

専決処分の不承認とその効力に関しては、地方自治法179条3項で、専決処分をした場合、首長は次の議会において議会に報告し、承認を得なければならないとありますが、議会の承認は長の処分を追認して長の政治的責任を解除する意義を有するにとどまり、承認を得られない場合、長の政治的責任は残るものの、専決処分の効力に影響はないとされております。

そもそも、今回の弥富市の会計処理は法的に違法であつたことは拭えず、その専決処分を議会が承認したからといって、遡って合法になるわけではありません。しかしながら、現行法上、専決処分以外にこの問題を処理する方法はないということで、結果的に期限を過ぎた繰上充用の手続的な処理はやむを得ない専決処分の効力に影響はないと解釈される余地があります。

したがって、9月議会で専決処分の承認を市長から求められた場合、違法な処理を議会としては承認できないのが当然ですから、市長の政治責任を解除することなく、政治的責任を問う立場で承認案件は否決することが良識ある各市議の取るべきスタンスと思料します。

漫然と時を過ごし、本来行うべき行政手続をせずに、専決処分によって行政の誤りを一時的にごまかすようなことを議会が専決処分賛成によって許せば、今後もいいかげんな行政をしてもよいですよというシグナルを行政に送ることになります。

災害等緊急やむを得ない等の事情によって議会の承認を得ることができずに行われた専決処分であれば、事後の議会での承認に賛成の立場を取ることは当然許されることです。今回の弥富市のように、自治制度の一丁目一番地のような手続に違反するようなことを許せば、今後もそうしたことが行われても許してあげるよ、政治的な責任は一切ないよと同義です。したがって、真つ当な議員ならば、９月議会での専決処分の報告を承認することはあり得ないと思います。

よって、承認することには賛成できませんので、反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 那須英二議員。

○７番（那須英二君） 承認第３号、４号について、専決処分のことについて、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の事案に関しては、確かに反対討論されたお二人の議員の言われるとおり、重大な過失であると思っております。

ただ、市民には影響がなく、市としては６月議会及び先週の全員協議会でも反省等を述べられました。二度とこのようなことがないように十分に細心の注意を払っていただきたいという趣旨は同意でございます。

しかし、現状、今この時点でも違法状態になっております。しかしながら、その法をカバーするときには、その手だてがどのような方法を取っても違法であることになります。違法を認めるつもりはありませんけれども、これは法律自体の欠陥的な不備であるというふうに感じております。よって、市にはそのようなケースが生じた場合、十分反省は必要ですけれども、違法にならない制度の改善を求めていくべきだというふうに感じております。

また、今回はそのような背景を考慮しつつ、ほかに方法がなかったことも踏まえ、賛成の立場で討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

承認第３号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり承認をされました。

次に、承認第４号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり承認をされました。

次に、承認第5号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 同意第4号 教育委員会委員の任命について

日程第8 同意第5号 監査委員の選任について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第7、同意第4号及び日程第8、同意第5号、以上2件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は同意2件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第4号教育委員会委員の任命につきましては、矢野浩一氏が令和6年9月30日任期満了のため、その後任者として矢野浩一氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第5号監査委員の選任につきましては、佐藤孝氏が令和6年12月19日任期満了のため、その後任者として林伸一氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第4号及び同意第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号及び同意第5号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

同意第4号は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決しました。

次に、同意第5号は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第32号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第33号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第11 議案第34号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第12 議案第35号 令和5年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第13 議案第36号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第14 議案第37号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第38号 令和6年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第39号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第17 認定第1号 令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第2号 令和5年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第3号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第4号 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第5号 令和5年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第6号 令和5年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第9、議案第32号から日程第22、認定第6号まで、以上

14件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案2件、法定議決議案2件、予算関係議案4件、決算認定議案6件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第32号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正につきましては、生活保護法及び児童手当法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正につきましては、児童クラブ施設の利用者の資格要件を緩和するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第34号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第35号令和5年度弥富市下水道会計未処分利益剰余金の処分につきましては、下水道会計未処分利益剰余金を処分するため必要があるものであります。

次に、議案第36号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、保育士派遣委託料や予防接種等委託料の増額等を計上するものであります。

次に、議案第37号令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第39号令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの特別会計につきましては、全会計で8,409万3,000円を増額計上するものであります。

次に、令和5年度各会計の決算認定についてであります。

令和5年度の決算におきましては、弥富北中学校の長寿命化改良工事を進めるとともに、南部コミュニティセンターの特定天井撤去等改修事業を完了するなど、所期の目的を達成することができましたことは、市議会議員の皆様をはじめとして、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

ここに、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定のほか、認定第2号令和5年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定から認定第5号令和5年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定までの特別会計につきまして、地方自治法第233条の第3項の規定により、及び認定第6号令和5年度弥富市下水道事業会計決算認定の企業会計につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算並びに決算認定につきましては総務部長に求めます。

まず初めに、安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 議案第32号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

1 枚めくっていただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 生活保護法及び児童手当法の一部改正に伴い規定の整備を行うこととした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第33号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について、御説明いたします。

1 枚めくっていただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 利用者の資格に、保護者が居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること等を加えることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は令和7年4月1日から施行することとした。

続きまして、議案第34号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、御説明いたします。

1 枚めくっていただき、規約のあらましを御覧ください。

1. 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため、規定の整備を行うこととした。

2. この規約は令和6年12月2日から施行することとした。

健康福祉部所管の議案は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 続きまして、建設部所管の議案を説明させていただきます。

議案第35号令和5年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、令和5年度における未処分利益剰余金3,684万2,326円のうち、3,684万円を建設改良積立金として積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

建設部所管の議案は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第36号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,632万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を180億314万4,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、普通交付税9,752万1,000円、新型コロナウイルスワクチン定期接種助成事業費補助金5,395万円、繰越金1億2,852万9,000円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金1億5,843万円、臨時財政対策債2,110万円を減額するものであります。

歳出予算の主なものとしましては、民生費におきまして、保育所管理運営事業の保育士派遣委託料3,870万2,000円、介護保険事業の地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金764万7,000円、衛生費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の予防接種等委託料1,885万円、教育費におきまして、中学校教育補助事業の部活動等選手派遣費補助金254万7,000円を増額計上するものであります。

次に、議案第37号令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、前年度に一般会計から繰り入れた事務費等の精算に伴う補正でありまして、歳入歳出それぞれ31万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億5,272万1,000円とするものであります。

次に、議案第38号令和6年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度保険料等の納付状況の確定に伴い、保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入歳出予算の総額を8億5,327万9,000円とするものであります。

次に、議案第39号令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護保険支払準備基金積立金2,031万4,000円、国庫負担金過年度分返還金5,040万円等を計上し、歳入歳出予算の総額を39億302万6,000円とするものであります。

次に、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額184億7,243万4,000円、これに対する歳入決算額179億8,857万5,957円で、収入率は97.4%、歳出決算額173億1,502万2,184円で、執行率は93.7%となりました。

歳入におきましては、市税全体で決算額90億581万6,273円で、前年度と比べ2億9,306万3,330円の増額となりました。

増額となった主な要因は、固定資産税が3億5,859万1,264円増加したためであります。市税以外の主なものでは、地方交付税が7億6,178万4,000円、国庫支出金が25億5,418万5,171円、県支出金が11億6,414万448円交付され、歳入全体では前年度に比べマイナス0.6%、1億194万3,090円の減額となりました。

一方、歳出におきましては、総務関係では、令和6年度から令和10年度を計画期間とする第2次弥富市総合計画後期基本計画及び弥富市デジタル田園都市構想総合戦略の策定を完了

するとともに、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで住民票の写しと印鑑証明書の取得ができるようシステム改修を行いました。

福祉関係では、エネルギー・食料品等の物価高騰による影響が大きい住民税非課税世帯に対し、価格高騰重点支援給付金の支給による支援を行いました。

また、西部保育所の長寿命化工事を行うとともに、総合福祉センターの特定天井撤去等改修工事を行いました。

保健衛生関係では、带状疱疹とおたふく風邪に係る接種費用の助成を行うなど、予防接種や各種検診事業等の受診率向上を図り、疾病予防を推進するとともに、出産・子育て応援ギフトの支給等により、出産や育児へのサポートを行いました。

農業関係では、水田農業構造改革事業、多面的機能支払事業を推進するとともに、緊急農地防災事業をはじめとする土地改良事業を行い、農道、排水路など農業生産基盤の整備に努めました。

商工関係では、まちなか交流館 1 階のYaToMi AQUAでの金魚のPRのほか、観光協会主催のイベントの実施や他団体のイベントの出展により、市のPR活動に取り組みました。

土木関係では、道路利用者の安全対策として、市道東末広104号線、市道中央幹線 1 号等の舗装工事を行うとともに、道路改良による幹線道路・生活道路の整備を図りました。

防災関係では、消火栓新設工事等を行うとともに、災害発生時の緊急時避難場所への避難通路の整備を行いました。

教育関係では、弥富北中学校長寿命化改良工事を進めるとともに、中学校入学祝金の支給により、中学校入学時における家庭の経済的負担へのサポートを行いました。

社会教育施設関係では、施設利用者の安全確保のため、総合社会教育センター総合体育館と南部コミュニティセンターの特定天井撤去改修工事を行いました。

次に、認定第 2 号令和 5 年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額とも148万6,336円であります。

次に、認定第 3 号令和 5 年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額38億8,583万1,545円、歳出決算額38億9,839万4,038円で、1,256万2,493円の歳入不足となり、地方自治法施行令第166条の 2 の規定により、令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計予算から繰上充用を行っております。

次に、認定第 4 号令和 5 年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額 6 億8,697万6,700円、歳出決算額 6 億8,531万4,362円であります。

次に、認定第 5 号令和 5 年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額36億8,021万8,448円、歳出決算額35億7,437万9,731円であります。

次に、認定第 6 号令和 5 年度弥富市下水道会計決算認定につきましては、収益的収入及び

支出のうち、収入の下水道事業収益の決算額は10億62万4,574円で、支出の下水道事業費用の決算額は8億9,988万6,167円であります。決算額は8億9,988万6,167円であります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の資本的収入の決算額は11億787万6,296円で、支出の資本的支出の決算額は14億7,507万1,439円でありまして、公共下水道事業では、下之割南処理分区、海老江北処理分区及び海老江南処理分区の管渠布設工事等の面整備事業を引き続き進めました。また、農業集落排水事業では、十四山西部地区、十四山南部地区及び鍋田地区の機能強化対策工事等を行いました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りいたします。

本案14件は、継続議会で審議をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案14件は、継続議会で審議することに決定をいたしました。

江崎議員ほか5名より発議第3号が提出をされました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第23 発議第3号 弥富市小学校統合に伴う新校設立計画の見直しと地域コミュニティ活性化および定住促進の推進を求める決議について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第23、発議第3号弥富市小学校統合に伴う新校設立計画の見直しと地域コミュニティ活性化および定住促進の推進を求める決議についてを議題といたします。

本案は議員提案でございますので、提出者である江崎議員に提案理由の説明を求めます。  
江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 発議第3号弥富市小学校統合に伴う新校設立計画の見直しと地域コミュニティ活性化および定住促進の推進を求める決議について、提案理由を申し上げます。

第1に、老朽化の問題について。

統廃合対象4校、十四山西部小学校、大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校は施設の老朽化が進んでおり、現行の増改築計画では長期的な耐久性や安全性に課題がある。

第2に、児童の安全確保について。

十四山西部小学校での増改築は、工事中の児童の安全確保が困難であり、教育環境に悪影響を及ぼす可能性が高い。

第3に、新しい学校環境の提供について。

児童たちがひとしく新しい環境で学べる機会を提供することで、不安を軽減し期待感を高めることができる。

第4に、跡地活用の有効性について。

十四山中学校の跡地を利用することで、既存の学校施設を新設校として整備するための適切な土地が確保でき、地域全体の活性化にも寄与する。

次に、附帯事項として。

第1に、跡地利用計画の策定について。

統廃合される4校の跡地において、地域コミュニティの活性化に資する施設、例えば、地域交流センター、福祉施設、文化活動拠点などへの転用を検討し、地域住民の意見を反映した活用計画を早急に策定する。

第2に、地域コミュニティの活性化支援について。

閉校後の地域において、住民が継続的に交流できる場を提供し、地域のつながりを強化するためのイベントやワークショップを積極的に支援する。

第3に、定住促進策の推進について。

市街化調整区域内において、適切なインフラ整備、規制緩和、新規住宅購入者への支援、地域の魅力向上に向けたプロジェクトを推進し、地域住民の定住を促進するための具体策を講じる。

よって、弥富市議会は、現行の十四山西部小学校の増改築計画を見直し、来年閉校となる十四山中学校の跡地に新校を新設する方針に変更することを提案する。

また、統廃合される4校の跡地を有効活用し、地域コミュニティの活性化及び市街化調整区域内での定住促進を図るための施策を推進することを求めるものである。

以上、決議するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第3号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案どおり可決決定されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時48分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 小久保 照 枝

同 議員 佐 藤 仁 志